

1 はじめに

地球温暖化は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中の温室効果ガス濃度を増加させることにより、地球全体の地表および大気の温度が上昇する現象で、地球環境や生態系から人々の生活に至るまで、様々な影響を及ぼすおそれがある、とされています。

気候変動に関する政府間パネル(I P C C)* が平成25年から平成26年にかけて公表した第5次評価報告書によると、大気や海洋の温暖化、雪氷の量の減少、海面水位の上昇が観測されていることを理由に、「気候システムの温暖化には疑う余地がないこと、人為起源の温室効果ガスの増加が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い」こと等が示されています。

地球環境を持続可能な状態で次の世代に渡すためには、真剣に温暖化対策に取り組むことが必要であり、国際的な取り決めや国単位での施策はもちろんですが、今、地球環境を享受している私たちが、主体的に取り組まなければなりません。

本町も、温室効果ガスを排出する事業者として、自らが行う事務・事業に関して伴う温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に向けた取組を一層推進するため、「武豊町地球温暖化対策実行計画書」を平成15年度に策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。

この実行計画(平成26年度～平成30年度)に引き続き温暖化対策に取り組むため、新たに実行計画(事務事業編)(平成31年度～平成35年度)を定めることとしました。

実行計画の改定に当たっては、町自ら排出事業者として、率先して温室効果ガスの削減に努めるとともに、町民に対しても、地球温暖化対策に対する啓発、情報提供を行うことにより意識の向上を促し、併せて活動推進を支援しながら、温室効果ガスの排出削減に努めてまいります。

※ I P C C : Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル)
人為起源による気候変化、影響、適応および緩和方策に対し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1998年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行なう公式の場

2 第3次武豊町地球温暖化対策実行計画の取組結果と評価

(1) 第3次実行計画概要

計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間

計画の範囲

計画取組対象施設（下表）のとおり

施 設 名	
武豊町役場	武豊町立竜宮保育園
富貴支所	〃 わかば保育園
武豊町砂川会館	武豊町保健センター
武豊町老人福祉センター	武豊町学校給食センター
武豊町立長尾児童館	武豊町立中央公民館
〃 くすのき児童館	武豊町立図書館
〃 大足児童館	武豊町歴史民俗資料館
富貴児童館・富貴児童クラブ・ 南部子育て支援センター	武豊町総合体育館 武豊町民会館
武豊町立南保育園	武豊町運動公園
〃 富貴保育園	〃 第2グラウンド
〃 北保育園・子育て支援センター	武豊町立武豊小学校・武豊児童クラブ
〃 西保育園	〃 富貴小学校
〃 六貫山保育園	〃 衣浦小学校・衣浦児童クラブ
〃 中山保育園	〃 緑丘小学校・緑丘児童クラブ
〃 東大高保育園・あおぞら園	武豊町立武豊中学校
〃 北中根保育園	〃 富貴中学校

基準年度

平成24年度

調査項目

ガスの種類	調 査 項 目
二酸化炭素	燃料の燃焼、電力の消費
メタン	自動車の走行
一酸化二窒素	自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用（車両台数）

計画の目標

温室効果ガス総排出量の削減目標（以下「全体目標」という。）を設定するとともに、さらに全体目標の達成に向け、個別に措置の目的及び目標（以下「個別の目的・目標」という。）を設定し、取組を実施する。

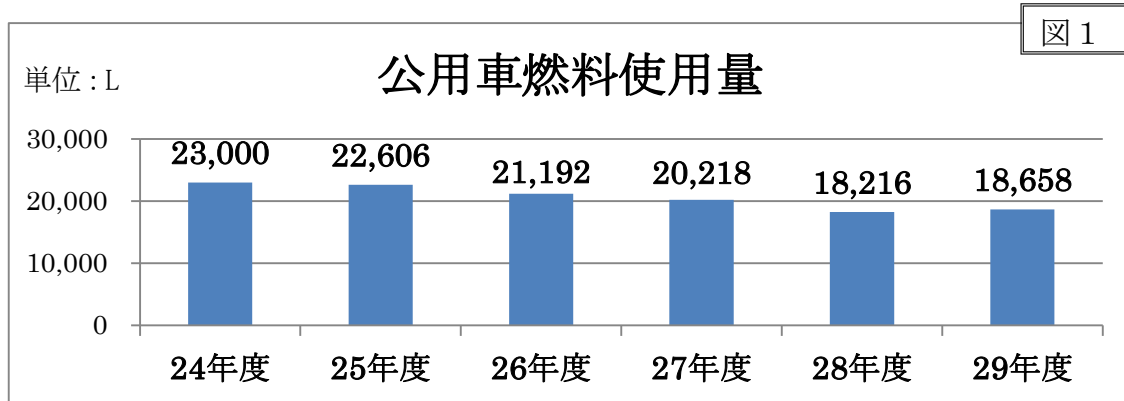
(2) 計画目標に対する取組結果と評価

■個別目標に対する結果と評価

ア 公用車燃料使用量の削減

- ・ 公用車の燃料使用量を平成24年度を基準値として、2%削減に努める
- ・ 低公害車を導入し、燃料使用量の削減に努める
- ・ 普通自動車から軽自動車に買替え、燃料使用量の削減に努める

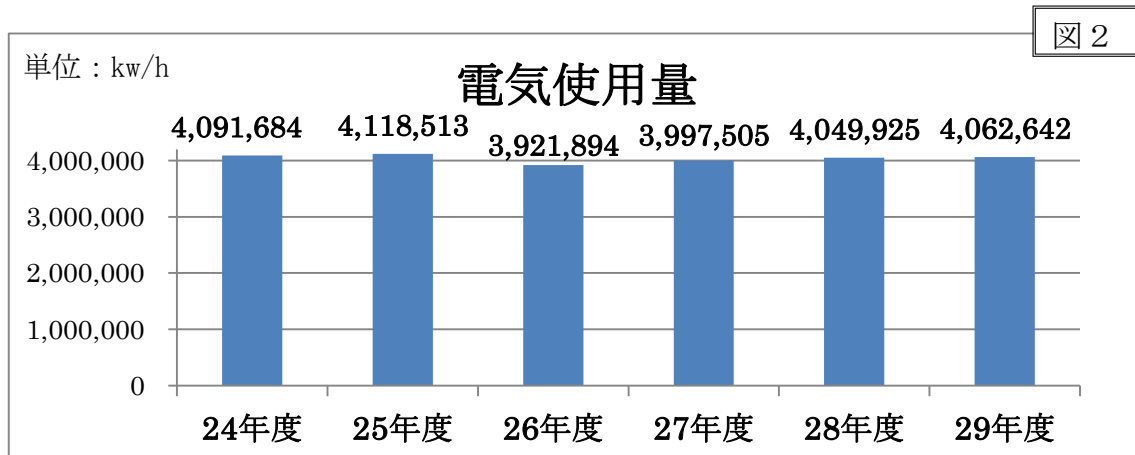
公用車燃料使用量の推移は図1のとおりです。出張時の相乗りや公共交通機関の積極的利用、近距離への徒歩移動、また公用車の更新時における低公害車及び軽自動車の導入等により、平成26年度に目標の2%を上回る8%程度の削減をし、その後も着実に減少しました。



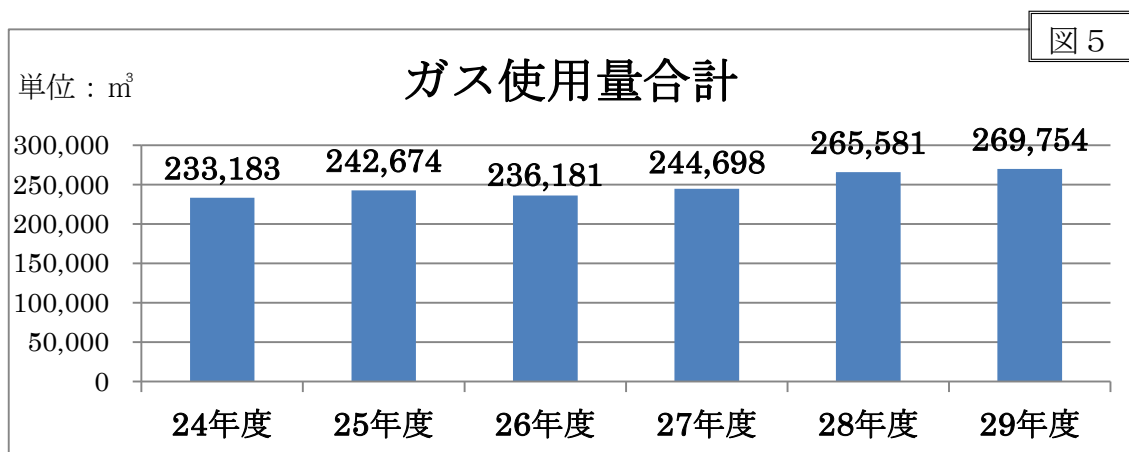
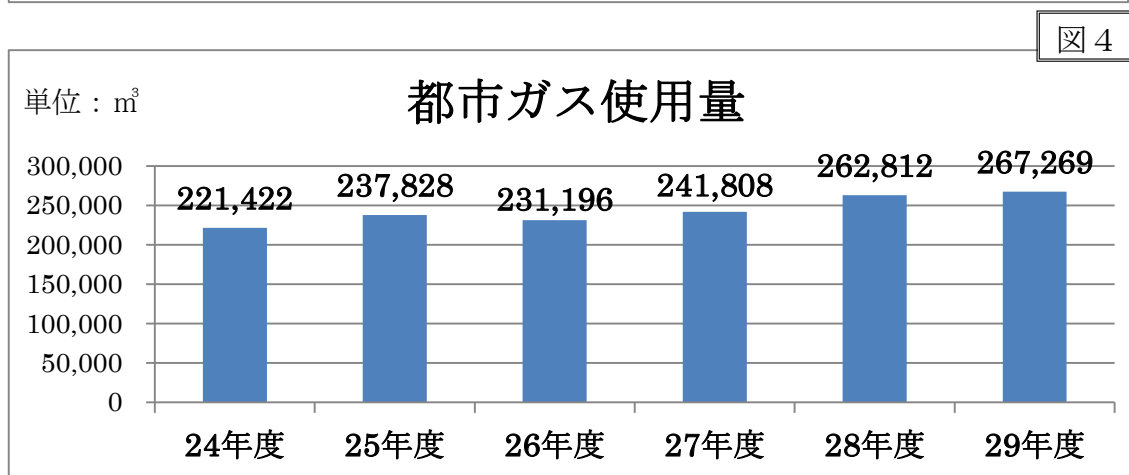
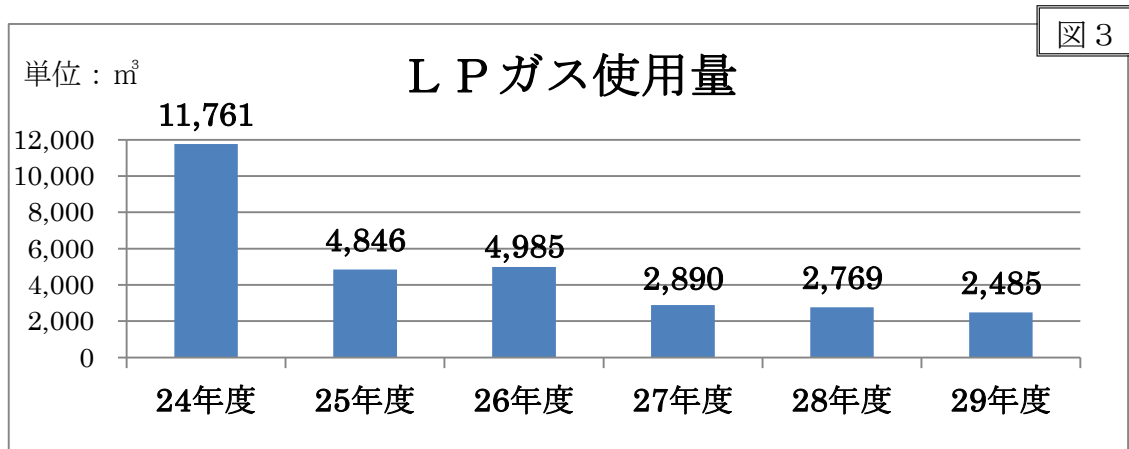
イ 電気、ガス使用量の削減

- ・ 電気、ガスの使用量を平成24年度を基準値として、2%削減に努める

電気使用量の推移は図2のとおりです。不要な照明を消し、クールビズやウォームビズを取り入れながらのエアコンの適切な温度設定等を実施し、基準年度より削減しましたが、夏の平均気温の上昇により空調利用の増加があり、目標を達成することができませんでした。



ガス使用量の推移は図3、図4、図5のとおりです。施設の使用ガスの切替（LPガスから都市ガス）による変動が見られますが、夏の平均気温の上昇や施設の更新により施設の空調利用の増加があり、目標を達成することができませんでした。



ウ 事務用紙の使用量の適正化

- ・事務用紙の使用量を、使用済み用紙の裏面利用や印刷部数の適正化に努める

プリンター使用頻度の増加等により削減は困難な状況ですが、使用済み用紙の裏面利用や印刷部数の適正化に努めました。

エ ごみ減量及びリサイクルの推進

- ・廃棄物の分別の徹底を図り、資源の再利用、回収に努める

武豊町では、平成17年から指定袋による可燃ごみ収集制度を導入するとともに、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別収集資源化を開始し、それに伴い市内においても、個人的に排出するプラスチック・紙製容器包装は各自持ち帰り、業務上排出されるものについては事務室内で分別や計量を徹底し、資源化として排出し、資源の再利用、回収に努めました。

オ グリーン購入の推進

- ・購入する物品は、環境に配慮した物品の購入に努める

グリーンマーク商品の購入について、情報収集⇒商品選定⇒物品調達リストへの追加または削除という流れで、毎年見直しを実施し、環境に配慮した物品の購入に努めました。

カ 公共工事における環境配慮

- ・設計・施工段階での環境配慮に努める
- ・修理・解体段階での環境配慮に努める

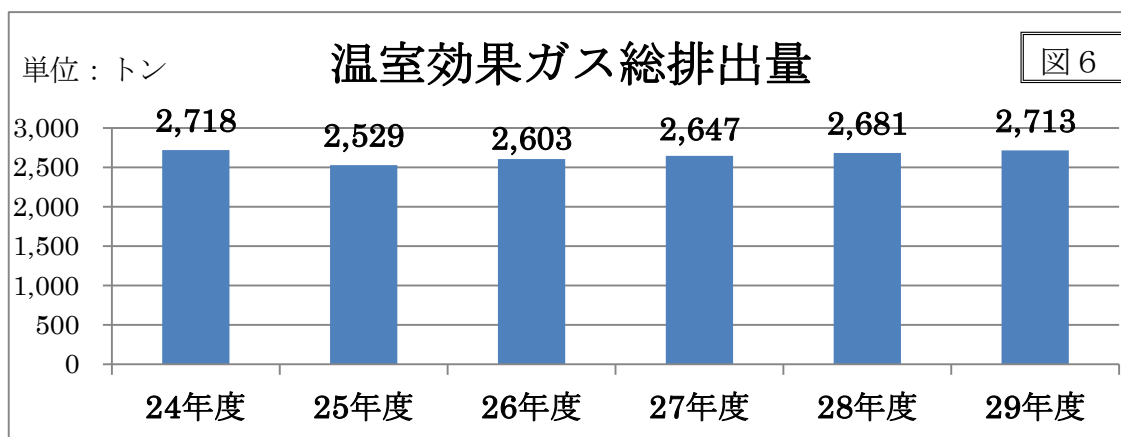
環境関連法令等の調査・登録・遵守を徹底し、設計・施工および修理・解体段階での環境配慮に努めました。

■全体目標に対する結果と評価

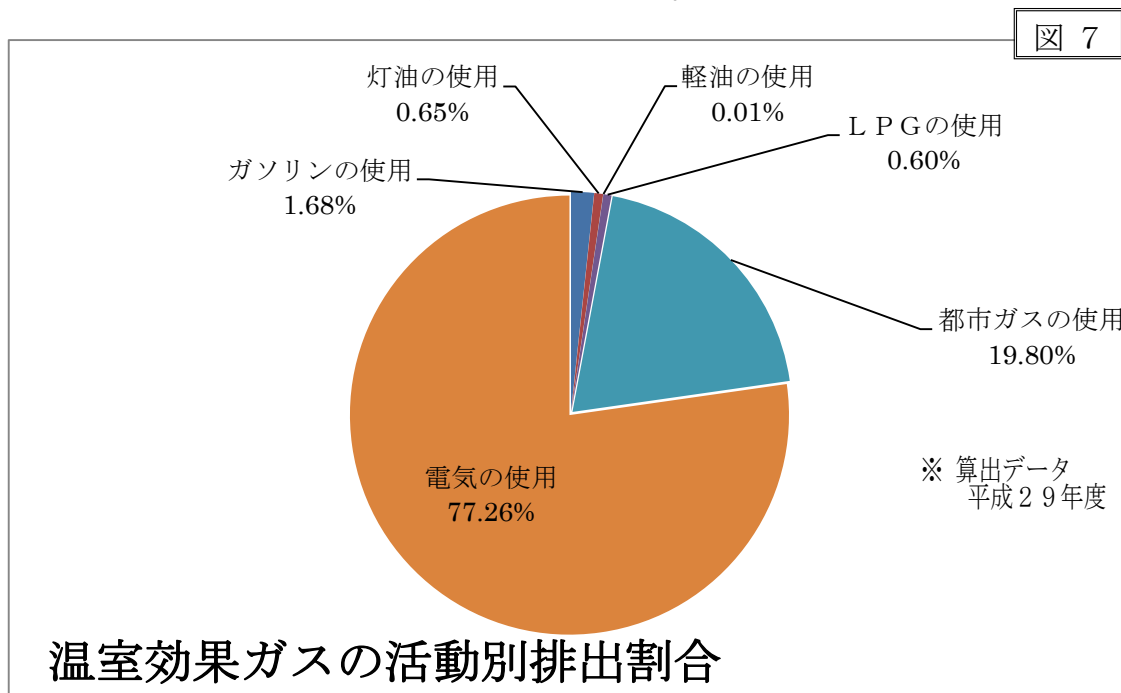
電気や燃料の使用及び公用車の走行等に伴って排出される温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を計画期間の平成26年度から30年度において、平成24年度（基準年度）の排出量（2,718トン：二酸化炭素換算値）から2%削減します。

全体目標の対象となる温室効果ガス総排出量の推移は図6のとおりです。

総排出量は目標の2%削減に向け、各項目に取り組み、基準年度の排出量から削減しましたが、夏の平均気温の上昇により施設の空調のガス使用量や電気使用量が増加したため、目標を達成することは出来ませんでした。



なお、温室効果ガスの活動別排出割合は、図7のとおりです。総排出量の約8割が電気の使用量という結果になっています。



※計画年度は、平成26～30年度の5年間ですが、平成30年度は現段階で未算定のため、平成25～29年度データにおける結果および評価とします。

なお、第3次実行計画における基準年度（平成24年度）の温室効果ガスの総排出量に訂正が必要な箇所があったため、訂正後の数値を使用しています。また、平成25年度は第2次実行計画の年度のため、排出係数や対象施設は第2次実行計画での数値で算出しました。

3 第4次実行計画の基本事項

先に述べた武豊町のこれまでの取組状況とその結果を踏まえ、新たに策定する実行計画の基本事項を次のとおりとします。

(1) 目的

武豊町が行う事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に向けた取組を一層推進することを目的とします。また、町民に対しても、地球温暖化対策に関する啓発、情報提供を積極的に行うことにより意識の向上を促し、併せて活動推進を支援するとともに協働を進めることにより、温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とします。

(2) 期間

この計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

(3) 対象範囲

本計画に基づく環境配慮等の取組は、武豊町が行うすべての事務・事業において実施するものとします（別表1）。

なお、外部委託等により実施する事業は対象から除外しますが、温室効果ガスの排出抑制について可能な限り、受託者等に対して取組を要請するものとします。

(4) 基準年度

この計画書目標を設定するにあたっての基準年度は平成29年度とします。

4 温室効果ガスの総排出量調査

温室効果ガスの排出を抑制・削減するため、総排出量に関する数量的な目標を設定する必要があります。

このため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、環境省が平成29年3月に策定した地方公共団体の事務及び事業に係る「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver.1.0）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき温室効果ガスの総排出量を算定します。

(1) 算定対象となる温室効果ガス

法第2条第3項では、次に掲げる7種類の物質を温室効果ガスとしています。このうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象となる温室効果ガスは、三ふつ化窒素を除く6種類の物質となります。

二酸化炭素 ・ メタン ・ 一酸化二窒素 ・ ハイドロフルオロカーボン
パーフルオロカーボン ・ 六ふつ化硫黄 ・ 三ふつ化窒素

(2) 算定対象となる事務及び事業

温室効果ガス総排出量の算定に当たっては、地方自治法に定められた行政事務の全てを算定の対象とします。

(3) 調査の方法

ガイドラインに基づき、計画の策定時及び毎年度の点検時に、予め定められた算式により、温室効果ガスの総排出量を算定します。

(4) 調査の項目

事務事業編で算定対象となる6種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーบอนを、温室効果ガス総排出量算定のための調査対象とします。

なお、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄は、排出量を算定すべき活動量の把握が技術的に困難であることから、温室効果ガス総排出量の算定から除外します。

ガスの種類	調査項目
二酸化炭素	燃料の燃焼、電力の消費
メタン	自動車の走行
一酸化二窒素	自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用（車両台数）

(5) 基準年度における温室効果ガス総排出量の算定

基準年度（平成29年度）における温室効果ガスの総排出量を算定した結果は次のとおりです。

なお、ガイドラインに基づき、法施行令第4条に定める地球温暖化係数を乗じ、全て二酸化炭素換算をしています。

単位：トン - CO₂/年

ガスの種類	調査項目	排出量
二酸化炭素	燃料の燃焼	682.115
	電気の使用	2,411.987
	小計	3,094.102
メタン	自動車の走行	0.057
一酸化二窒素	自動車の走行	1.369
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用	0.615
合計		3,096.143

5 計画の目標

温室効果ガス総排出量の削減目標（以下「全体目標」という。）を設定するとともに、さらに全体目標の達成に向け、個別に措置の目的及び目標（以下「個別の目的・目標」という。）を設定し、取組を実施します。

（１）全体目標

電気や燃料の使用及び公用車の走行等に伴って排出される温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）をエネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）における努力義務である「中長期的に年平均１％以上のエネルギー使用量の低減」を目安として、計画期間の平成３１年度から３５年度において、平成２９年度（基準年度）の排出量（３，０９６トン：二酸化炭素換算値）から５％削減を目標とします。

（２）個別の目的・目標

個別の目的・目標は、環境マネジメントシステムにおける全ての実行部門が取り組む「共通事務」及び「公共工事」を対象に設定します。

ア 公用車燃料使用量の削減

- ・ 公用車の燃料使用量を平成２９年度を基準値として、５％削減に努める
- ・ 低公害車を導入し、燃料使用量の削減に努める
- ・ 普通自動車から軽自動車に買替え、燃料使用量の削減に努める

イ 電気、ガス使用量の削減

- ・ 電気、ガスの使用量を平成２９年度を基準値として、５％削減に努める

ウ 事務用紙の使用量の適正化

- ・ 使用済み用紙の裏面利用等により印刷部数を減らし、事務用紙の使用量の適正化に努める

エ ごみ減量及びリサイクルの推進

- ・ 廃棄物の分別の徹底を図り、資源の再利用、回収に努める

オ グリーン購入の推進

- ・ 購入する物品は、環境に配慮した物品の購入に努める

カ 公共工事における環境配慮

- ・ 設計・施工段階での環境配慮に努める
- ・ 修理・解体段階での環境配慮に努める

６ 具体的な取組

個別の目的・目標を達成するため、具体的な取組項目や配慮すべき内容を定めます。

なお、取組項目は以下のとおりとし、併せて「省エネ・省資源推進手順書」の取組も推進します。

(1) 公用車燃料使用量の削減

- ア 出張等の相乗りや公共交通機関の積極的利用の推進
- イ 近距離の場合は徒歩による移動を心がける
- ウ エコドライブの実践
 - ・不要なアイドリングをしない
 - ・空ぶかし、急発進・急加速を抑制する

(2) 電気使用量の削減

- ア 照明機器の節電
 - ・ロビー、廊下等の日中の照明は、必要最低限とする
 - ・昼休み時間はできる限り消灯に努める
 - ・業務終了後は、残業等特別な場合がない限り消灯し、速やかに退庁する
- イ 事務用機器の節電
 - ・離席時はノートパソコンのカバー（ディスプレイ）を必ず閉じる
 - ・長時間使用しないものは、電源を切る
- ウ その他の電化製品の節電
 - ・長時間使用しないものは、コンセントからプラグを抜く
- エ エレベーター使用頻度の削減
- オ 空調設備の節電
- カ 照明器具の LED 化の推進
- キ ライトダウンキャンペーンの参加及び実施
- ク 全庁一斉退庁日の設定、実施による節電
- ケ クールビズ・ウォームビズの実施
- コ 職員一人ひとりの節電意識の向上
 - ・庁舎電気使用量を情報共有化する
 - ・節電ラベル表示による意識啓発を行う

(3) ガス使用量の削減

- ア 空調設備ガス使用量の削減
 - ・会議室の空調設備の使用については、使用時間のみとする
 - ・外部の委員を含む会議等で時間外に空調設備を使用する場合は、必ず事前に施設管理者の了解を得ること
- イ 湯沸かし器ガス使用量の削減
 - ・ガス瞬間湯沸器の火種は、使用時以外は消す

(4) 事務用紙の使用量の適正化

- ア 両面印刷、両面コピーの徹底
- イ 縮小印刷、縮小コピーの効果的使用に努める
- ウ 使用済み用紙の裏紙利用に努める
- エ ミスコピーを防ぐ
- オ 文書の職員間での共有化に努める
- カ OA機器等の利用による会議資料の削減
- キ 会議等の資料は、必要部数を精査の上、余分な部数の印刷・コピーをなくす
- ク 外部からの依頼印刷物に対する再生紙使用の協力依頼
- ケ 電子データの利用、庁内 LAN の有効活用による事務のペーパーレス化の推進

(5) ごみ減量及びリサイクルの推進

- ア 自販機等で購入した飲食物の容器等は、飲食後、購入場所の回収ボックスへ出す
- イ シュレッダーの使用は、機密文書に限る
- ウ 使用済み封筒の再利用の推進
- エ コピー機、プリンターのカートリッジを回収し、リサイクルを図る
- オ ごみの分別を徹底し、リサイクルを図る
- カ 簡易に包装された商品選択や購入を図り、過剰包装を避ける
- キ 使い捨て製品の使用や購入を避け、詰め替え可能な製品の購入や使用に努める
- ク 再生品やリサイクルしやすい製品の購入に努める
- ケ 私物ごみは持ち帰る

(6) グリーン購入の推進

- エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターロゴ等の環境ラベルのついた商品を積極的に購入する

(7) 公共工事における環境配慮

- ア 設計・施工段階での環境配慮
 - ・施設周辺の緑化に努める
 - ・温室効果ガスの排出の少ない設備の導入に努める
 - ・工事車両からの温室効果ガスの排出抑制に努める
 - ・雨水浸透施設の導入等、水の有効利用に努める
 - ・断熱性の向上等、省エネルギー等の温室効果ガス低減に資する素材の選択に努める
 - ・建設廃棄物の処理状況の確認等廃棄物の減量に努める
- イ 修理・解体段階での環境配慮
 - ・建設廃棄物の再資源化を図り廃棄物の減量に努める

7 計画の推進・点検

本計画の取組のうち、推進体制、点検体制、職員に対する研修、実施結果の点検方法等については、システム文書の内、地球温暖化の対応と取組に該当する部分をもって計画に置き換えるものとします。

なお、計画の推進組織については、環境マネジメントシステム組織図（別表2）を基本とし、本庁外施設を加えた組織とします。

8 取組の見直し及び実施結果の公表

本計画に基づく目標及び取組については、毎年度見直しを行うこととし、温室効果ガスの総排出量を含む前年度の実施結果及び今後の取組については全職員に周知するとともに、実施結果については広報等の手段によって公表するものとします。